

参考配布

平成 28 年 3 月 28 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 松本 圭

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、静岡労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、静岡労働局が配布した資料です。



平成28年 3月28日
職業安定部需給調整事業課
担当 需給調整事業課長 梅津 恵子
主任需給調整指導官 遠藤 徳一
電話 054-271-9981

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

静岡労働局（局長：野村 栄一）は、本日下記のとおり、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「労働者派遣法改正法」という。）附則第5条に基づく労働者派遣事業停止命令並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

下記の派遣元事業主は、職業安定法第44条において禁止されている労働者供給事業を行っていた。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称	有限会社 メイプライニング（取締役社長 原川 尋子）
所 在 地	静岡県焼津市八楠1-3-8
許可に関する事項	許可番号 派22-300261 許可年月日 平成18年12月1日

第2 処分内容

- （1）労働者派遣法改正法附則第5条に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり）
- （2）労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり）

第3 処分理由

有限会社メイプライニングは、平成27年1月16日から平成27年7月15日までの間、別法人A社で雇用した労働者を、少なくとも、延べ3,096人日、有限会社メイプライニングの雇用労働者であると偽り、労働者派遣と称して複数の派遣先に供給し、もって職業安定法第44条において禁止されている労働者供給事業を行ったこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

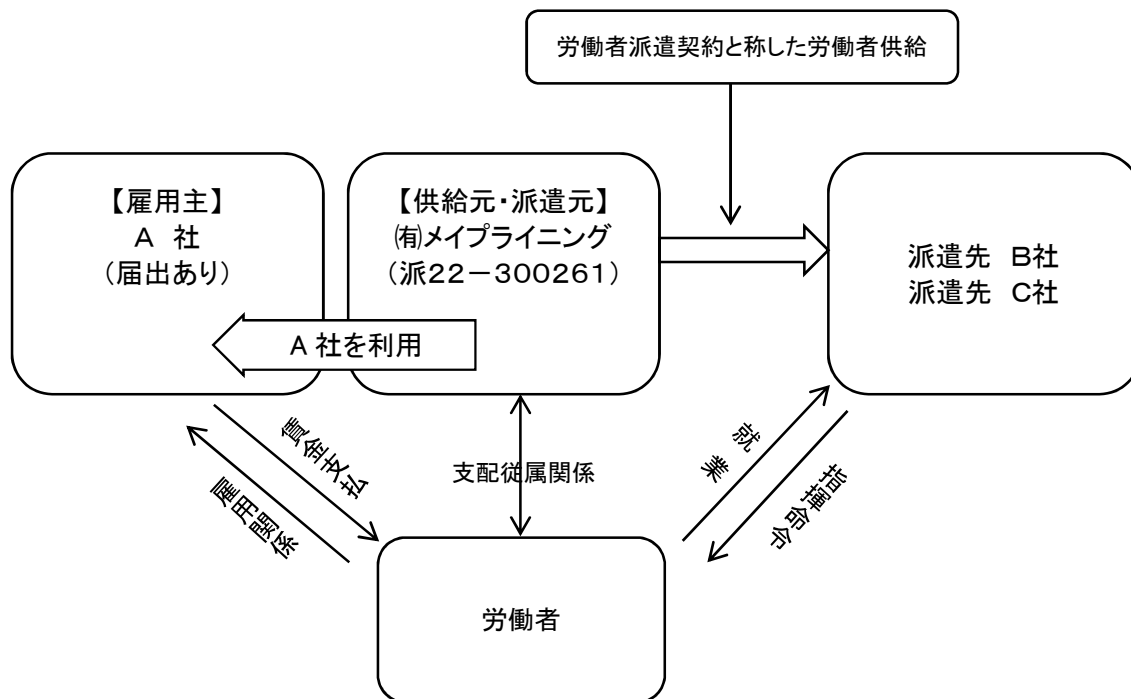
平成28年3月29日から平成28年4月28日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

- (1) 労働者派遣事業、請負事業のすべてを対象として、労働者派遣法及び職業安定法に則して適正に行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。
なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。
 - 職業安定法第44条
- (2) 上記の「第3 処分理由」に係る職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- (3) 労働者派遣法、職業安定法等労働関係法令の規定に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

【概要】

《平成27年1月16日～平成27年7月15日》



【 参 考 】

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）（抄）

（一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置）

附則第五条 附則第三条第一項の規定により新法第五条第一項の許可を受けたものとみなされた者に対する新法第十四条第一項の規定による当該許可の取消し又は同条第二項の規定による労働者派遣事業の全部若しくは一部の停止の命令に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（抄）

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。
- 二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう。
- 三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。
- 四 （略）

（労働者派遣事業の許可）

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～5 （略）

（許可の取消し等）

第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 （略）
- 二 この法律（第二十三条第三項、第二十三条の二、第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- 三 （略）
- 四 （略）

2 厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(改善命令等)

第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

○ 職業安定法（昭和22年法律第141号）（抄）

(労働者供給事業の禁止)

第四十四条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。